第３章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第５章が適用される航空機

３－１　（略）

（略）
備考 １・２　（略） ３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の延長線上で当該航空機が着陸する側の滑走路の末端から進入方向と逆方向に2,000ｍの距離にある点をいう。 ４・５　（略）

第４章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第６章が適用される航空機

４－１　（略）

ａ～ｃ　（略）

ｄ　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1975年１月１日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が1980年１月１日以後になされたもの

（略）

第５章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第８章が適用される航空機

５－１　（略）

ａ　その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が1985年１月１日以後2002年３月21日前になされた回転翼航空機

ｂ　（略）

第６章～第７章　（略）

第８章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第14章が適用される航空機

８－１　次に掲げる航空機（最大証明重量における必要滑走路長が610ｍ以下の航空機並びに農業用及び消防用の航空機を除く。）の騒音の基準は、当該航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。

ａ　最大離陸重量が55,000kg以上のターボジェット若しくはターボファン発動機を装備する飛行機又はプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2017年12月31日以後になされたもの

ｂ　最大離陸重量が55,000kg未満のターボジェット又はターボファン発動機を装備する飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2020年12月31日以後になされたもの

ｃ　最大離陸重量が8,618kgを超え55,000kg未満のプロペラ飛行機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2020年12月31日以後になされたもの

	側方測定点における離陸中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が2,000kg以下の航空機	88.6以下であること。	93.1以下であること。	80.6以下であること。

第３章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第５章が適用される航空機

３－１　（略）

（略）
備考 １・２　（略） ３　進入測定点とは、滑走路の縦方向の中心線の当該航空機の着陸する側における延長2,000ｍの点をいう。 ４・５　（略）

第４章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第６章が適用される航空機

４－１　（略）

ａ～ｃ　（略）

ｄ　その型式の設計について型式証明等の申請の受理等が1975年１月１日前になされた航空機であつて、最初の耐空証明等が1980年１月１日以後になされたもの

（略）

第５章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第８章が適用される航空機

５－１　（略）

ａ　その型式の設計について型式証明等の申請の受理等が1985年１月１日以後2002年３月21日前になされた回転翼航空機

ｂ　（略）

第６章～第７章　（略）

（新設）